

様式1

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 桂会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市本宮字小板小瀬13番2
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成31年1月8日
- (4) 設立登記年月日 平成31年1月15日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	桂 泰鴻	
理 事	桂 静子	
同	桂 永行	
同	桂 功史	
監 事	菊谷 直至	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	かつら内科クリニック	岩手県盛岡市本宮字小板小瀬 13番2	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和3年9月25日 | 令和2年度事業決算の承認 |
| 令和4年7月30日 | 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定 |

- (3) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

様式 2

法人名 医療法人社団 桂会

所在地 岩手県盛岡市本宮字小坂小瀬13番2

※医療法人整理番号

9/18

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	88,420 千円
2. 負 債 額	46,878 千円
3. 純 資 産 額	41,542 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,513
B 固 定 資 産	41,906
C 資 産 合 計 (A+B)	88,420
D 負 債 合 計	46,878
E 純 資 産 (C-D)	41,542

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 桂会

所在地 岩手県盛岡市本宮字小坂小瀬13番2

※医療法人整理番号

4/4

貸 借 対 照 表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	46,513	I 流 動 負 債	16,466
II 固 定 資 産	41,906	II 固 定 負 債	30,411
1 有 形 固 定 資 産	22,843	負 債 合 計	46,878
2 無 形 固 定 資 産	229	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	18,833	科 目	金 額
		I 基 金	23,000
		II 積 立 金	18,542
		(うち代替基金)	(0)
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	41,542
資 産 合 計	88,420	負 債 ・ 純 資 産 合 計	88,420

様式4-2

法人名 医療法人社団 桂会

※医療法人整理番号

4/4

所在地 岩手県盛岡市本宮字小坂小瀬13番2

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	144,775
2 事業費用	141,173
本来業務事業利益	3,602
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,602
II 事業外収益	3,202
III 事業外費用	37
経常利益	6,767
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,767
法人税等	1,375
当期純利益	5,391

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 桂会
理事長 桂 泰鴻 殿

私は、医療法人社団 桂会の令和3会計年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めま
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 9月24日

医療法人社団 桂会
監事 菊谷 直至

